

【別記1】

次のイから福岡県行橋市蓑島頂上を見通した線と、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線との間の、島しょ部を含む最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域

- 点イ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
- ロ 下関市長府扇町長府4号地前面護岸2東端
- ハ 下関市満珠島東端
- ニ 福岡県北九州市門司区部埼灯台基部

【別記2】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Hとロとを結んだ線から以東の区域に限る。

点の位置

- 基点A 下関市みもすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部
- B 北九州市門司区門司埼灯台基部
- C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
- D " 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸東端
- E " " 株式会社ブリヂストン下関工場岸壁に設置した標識
- F " " 長府埋立第3区北側護岸東端
- G " 満珠島北端
- H " 長府黒門南町黒岩
- 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
- ロ Cから173度1,530メートルの点
- ハ Dから120度40分1,290メートルの点
- ニ Dから119度30分1,290メートルの点
- ホ Dから115度35分1,260メートルの点
- へ Dから114度15分1,230メートルの点
- ト Dから112度45分1,225メートルの点
- チ トとFから125度2,030メートルの点とを結んだ線とEとGとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第47号の区域

【別記3】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 下関市満珠島灯台基部
- B 北九州市門司区部埼灯台基部
- C 下関市満珠島北端
- D " 長府扇町長府4号地前面護岸2東端
- E " 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸南端
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから200メートルの点
- ロ Cから97度500メートルの点
- ハ CとDとを結んだ線上Cから100メートルの点
- ニ AとEとを結んだ線上Aから400メートルの点

〈備考〉 共第50号の区域

【別記4】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のナ、ラ、ム、ウ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

- 基点A 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
- B // 満珠島灯台基部
- C 北九州市門司区部埼灯台基部
- D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
- E // 大字小野田本山岬南端に設置した標識
- F 北九州市門司区網の鼻東端
- G 福岡県行橋市蓑島山頂上
- H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上
- I 北九州市門司区鵜ノ瀬鼻南端
- J 下関市大字形山青山頂上
- K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ400メートルの
点に設置した標識
- L 北九州市門司区戸ノ上山頂上
- M // // 津村島北端
- N 山陽小野田市大字津布田に設置した標識
- O // 大字殖生殖生干拓護岸南東端
- P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識
- Q // 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識
- R // 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
- S // 長府港町長府埋立第3区北側護岸東端
- T // // 中国電力株式会社下関発電所護岸東端
- U // 満珠島北端
- V // 長府扇町長府4号地前面護岸2東端
- W // 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸南端
- 点イ Aから173度1, 530メートルの点
- ロ BとCとを結んだ線の中央点
- ハ CとDとを結んだ線の中央点
- ニ EとFとを結んだ線の中央点
- ホ EとGとを結んだ線上Eから5, 000メートルの点
- へ EとGとを結んだ線上Eから2, 000メートルの点
- ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点
- チ KとLとを結んだ線上Kから2, 000メートルの点
- リ DとMとを結んだ線上Dから2, 000メートルの点
- ヌ NとCとを結んだ線上Nから2, 000メートルの点
- ル OとCとを結んだ線上Oから2, 000メートルの点
- ヲ Pから178度2, 000メートルの点
- ワ Qから182度2, 250メートルの点
- カ Rから137度30分2, 000メートルの点
- ヨ Sから125度2, 030メートルの点
- タ Tから112度45分1, 225メートルの点
- レ Tから114度15分1, 230メートルの点
- ソ Tから115度35分1, 260メートルの点
- ツ Tから119度30分1, 290メートルの点
- ネ Tから120度40分1, 290メートルの点
- ナ BとCとを結んだ線上Bから200メートルの点
- ラ Uから97度500メートルの点
- ム UとVとを結んだ線上Uから100メートルの点
- ウ BとWとを結んだ線上Bから400メートルの点

【別記5】

次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点P	下関市長府港町長府埋立第3区北側護岸東端
Q	〃 〃 中国電力株式会社下関発電所護岸東端
点ト	Pから125度2, 030メートルの点
チ	Pから125度2, 100メートルの点
リ	Qから111度50分1, 300メートルの点
ヌ	Qから113度40分1, 300メートルの点
ル	Qから115度1, 295メートルの点
ヲ	Qから115度35分1, 280メートルの点
ワ	Qから120度10分1, 315メートルの点
カ	Qから120度40分1, 290メートルの点
ヨ	Qから119度30分1, 290メートルの点
タ	Qから115度35分1, 260メートルの点
レ	Qから114度15分1, 230メートルの点
ソ	Qから112度45分1, 225メートルの点

〈備考〉 共第54号の区域

【別記6】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Gの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

基点A	下関市みもすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部
B	北九州市門司区門司埼灯台基部
C	下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
D	〃 満珠島灯台基部
E	北九州市門司区部埼灯台基部
F	山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
G	〃 大字小野田本山岬南端に設置した標識
H	北九州市門司区網の鼻東端
I	福岡県行橋市蓑島山頂上
J	下関市小月京泊豊厚橋右岸北角
K	〃 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角
L	山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸南角
M	〃 大字西高泊厚狭川橋左岸南角
N	〃 大字東高泊小野田橋右岸南角
O	〃 〃 小野田橋左岸南角
P	下関市長府港町長府埋立第3区北側護岸東端
Q	〃 〃 中国電力株式会社下関発電所護岸東端
点イ	AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点
ロ	Cから173度1, 530メートルの点
ハ	DとEとを結んだ線の中央点
ニ	EとFとを結んだ線の中央点
ホ	GとHとを結んだ線の中央点
へ	GとIとを結んだ線上Gから5, 000メートルの点
ト	Pから125度2, 030メートルの点

- チ Pから125度2, 100メートルの点
- リ Qから111度50分1, 300メートルの点
- ヌ Qから113度40分1, 300メートルの点
- ル Qから115度1, 295メートルの点
- ヲ Qから115度35分1, 280メートルの点
- ワ Qから120度10分1, 315メートルの点
- カ Qから120度40分1, 290メートルの点
- ヨ Qから119度30分1, 290メートルの点
- タ Qから115度35分1, 260メートルの点
- レ Qから114度15分1, 230メートルの点
- ソ Qから112度45分1, 225メートルの点

〈備考〉 共第54号の区域

【別記7】

次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
- B 北九州市門司区網の鼻東端
- C 福岡県行橋市蓑島山頂上
- 点イ AとBとを結んだ線の中央点
- ロ AとCとを結んだ線の中央点
- ハ AとCとを結んだ線上Aから5,000メートルの点

〈備考〉 共第55号の区域

【別記8】

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

- 基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
- B 福岡県行橋市蓑島山頂上
- C 宇部市大字沖宇部芝中沖埋立地ー10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの
点に設置した標識
- D 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）
- E 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから5,000メートルの点
- ロ AとBとを結んだ線の中央点
- ハ CとDとを結んだ線の中央点
- ニ Eから180度4,400メートルの点

〈備考〉 共第57号の区域

【別記9】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のトを中心とし
た半径80メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

- 基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱
- B // 大字沖宇部芝中沖埋立地ー10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点
に設置した標識
- C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）
- D 山口市深溝藤尾鼻東端
- E // 秋穂二島幸崎西端

- F 防府市野島定兼鼻南端
- G 宇部市大字沖宇部宇部岬漁港八号護岸南東端
- H 防府市向島牛ケ頸南端
- I 宇部市亀浦4丁目に設置した標識
- 点イ Aから180度4, 400メートルの点
- ロ BとCとを結んだ線の中央点
- ハ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とロとFとを結んだ線との交点
- ニ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点
- ホ Iから180度6, 000メートルの点
- へ BとCとを結んだ線上Bから6, 500メートルの点
- ト 北緯33度49分45秒東経131度13分(日本測地系による位置)の点(北緯33度49分56.798秒東経131度12分51.353秒(世界測地系による位置)の点)

〈備考〉 共第59号の区域

【別記10】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(次のNを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域を除く。)

点の位置

- 基点A 山口市深溝藤尾鼻東端
- B " 秋穂二島幸崎西端
- C 防府市向島牛ケ頸南端
- D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
- E " 大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識
- F 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点)
- G 防府市野島定兼鼻南端
- H " と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
- I " 野島天石鼻西端
- J " 向島タズノ鼻南端
- K 周南市馬島金崎南端
- L " 大津島丸山鼻北端
- M 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱
- N " 佐波島頂上
- 点イ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とEとFとを結んだ線の中央点とGとを結んだ線との交点
- ハ Gから255度2, 700メートルの点
- ニ HとIとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点
- ホ HとIとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点
- へ Jから180度1, 000メートルの点
- ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第71号の区域

【別記11】

次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

- 基点A 下関市長府港町株式会社ブリヂストン下関工場岸壁に設置した標識
- B " 満珠島北端
- C " 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸東端

- D // // 長府埋立第3区北側護岸東端
 E // 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
 点イ AとBとを結んだ線とCから112度45分1, 225メートルの点とロとを結んだ線との
 交点
 ロ Dから125度2, 030メートルの点
 ハ Eから137度30分2, 000メートルの点

〈備考〉 共第48号の区域

【別記12】

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Fの各点を順次結んだ線及びGとHとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、へからIを見通した線及びへからトを見通した線から以西の区域に限る。

点の位置

- 基点A 下関市亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
 B // 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識
 C // 工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識
 D 山陽小野田市大字埴生埴生干拓護岸南東端
 E 北九州市門司区部埼灯台基部
 F 山陽小野田市大字津布田に設置した標識
 G 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角
 H // 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角
 I 山陽小野田市大字埴生糸根川河口中央点
 点イ Aから137度30分2, 000メートルの点
 ロ Bから182度2, 250メートルの点
 ハ Cから178度2, 000メートルの点
 ニ DとEとを結んだ線上Dから2, 000メートルの点
 ホ EとFとを結んだ線上Fから2, 000メートルの点
 へ Iから184度15分730メートルの点
 ト Iから186度15分1, 550メートルの点

〈備考〉 共第49号の区域

【別記13】

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のナ、ラ、ム、ウ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。）

点の位置

- 基点A 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識
 B // 満珠島灯台基部
 C 北九州市門司区部埼灯台基部
 D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱
 E // 大字小野田本山岬南端に設置した標識
 F 北九州市門司区網の鼻東端
 G 福岡県行橋市蓑島山頂上
 H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上
 I 北九州市門司区鵜ノ瀬鼻南端
 J 下関市大字形山青山頂上
 K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ400メートルの点
 に設置した標識
 L 北九州市門司区戸ノ上山頂上

- M // // 津村島北端
 N 山陽小野田市大字津布田に設置した標識
 O // 大字殖生殖生干拓護岸南東端
 P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識
 Q // 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識
 R // 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識
 S // 長府港町長府埋立第3区北側護岸東端
 T // // 中国電力株式会社下関発電所護岸東端
 U // 満珠島北端
 V // 長府扇町長府4号地前面護岸2東端
 W // 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸南端
- 点イ Aから173度1, 530メートルの点
 ロ BとCとを結んだ線の中央点
 ハ CとDとを結んだ線の中央点
 ニ EとFとを結んだ線の中央点
 ホ EとGとを結んだ線上Eから5, 000メートルの点
 ヘ EとGとを結んだ線上Eから2, 000メートルの点
 ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点
 チ KとLとを結んだ線上Kから2, 000メートルの点
 リ DとMとを結んだ線上Dから2, 000メートルの点
 ヌ NとCとを結んだ線上Nから2, 000メートルの点
 ル OとCとを結んだ線上Oから2, 000メートルの点
 ヲ Pから178度2, 000メートルの点
 ワ Qから182度2, 250メートルの点
 カ Rから137度30分2, 000メートルの点
 ヨ Sから125度2, 100メートルの点
 タ Tから111度50分1, 300メートルの点
 レ Tから113度40分1, 300メートルの点
 ソ Tから115度1, 295メートルの点
 ツ Tから115度35分1, 280メートルの点
 ネ Tから120度10分1, 315メートルの点
 ナ BとCとを結んだ線上Bから200メートルの点
 ラ Uから97度500メートルの点
 ム UとVとを結んだ線上Uから100メートルの点
 ウ BとWとを結んだ線上Bから400メートルの点

〈備考〉 共第53号の区域

※方位については、特に定めのない場合は真方位とする。

※共同漁業権番号については、令和6年1月1日付けで免許された免許番号による。